

まとめる。

2. 任期付短時間職員制度は、その先に安定した無期雇用の可能性を持つ「任期なき短時間公務員制度」への階段ではない。逆に有期雇用の固定化につながり「任期なき短時間公務員制度」創設に逆行する。

任期付短時間勤務職員制度は、地方公務員法ではなく、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に根拠を持つ。だから、「任期」や「(再)採用」は鉄則であり、ここには「任期なし」や「更新」の余地はない。

現行の臨時・非常勤任用を任期付短時間勤務職員制度に移行する「任用替え」は、成績主義による(再)採用手続きをくぐるということになる。たとえ労使で長期雇用を確認したとしても、3年ごとの(再)採用試験は避けられないのであり、自治体当局は「不合格」

解雇という「伝家の宝刀」を持つ。自治労の「自動更新と退職手当の実現」とは裏腹に、再採用拒否と退職金制度崩壊が広がっているとの情報もある。

3. 私は、有期労働契約法制が5年に定まったことで、自治体の非常勤雇用年限も5年に移行していくと思う。そして、09年の「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会」報告が、「任期の上限の再検討が必要」としていることに加え、有期労働契約法制が有期雇用5年超えで無期雇用への転換申し出としたことに身構えて、自治体は臨時・非常勤任用の任期付短時間勤務職員制度への移行と任用替えを始めると危惧する。

まずは、すでに任期付短時間勤務職員制度を導入している自治体での実情を検証することが求められているのではないだろうか。

(本多伸行)

「納得いかな〜い！この問題」コーナーを新設します。 質問事例：時間外勤務と振替または代休

皆さんからの疑問や質問を取り上げ、回答や解説を加えるコーナーを本紙およびホームページに開設することにしました。今回はその「見本」です。今後、疑問や質問をどんどんお寄せください。電話、FAX、メール何でも構いませんので、お寄せください。

<質問>当局は当初、「超過勤務手当は手当なので払えない」「時間で返す(別な日に勤務時間短縮)」の一点張りでした。しかし、要求と交渉を続けた結果、以下を回答してきました。これで受け入れるしかならないのでしょうか？

- (1) 勤務日の残業で、行事に参加した場合は超過勤務手当を払う。
- (2) 勤務のない日に、正規の勤務時間に相当する時間の全部または半分を勤務することを命じた場合は、勤務した日を起算日として、前4週間から後8週間の間で代休および半代休を与える。これを与えることができない場合は、割増報酬を支給する
- (3) 原則、勤務時間外に勤務を命ずることができないこととするが、業務の運営上必要と認める場合は命ずる(通常的时间外勤務)。その場合、
 - ① 正規の勤務時間と時間外勤務の時間の合計が7時間45分に達するまでの時間においては、時間外勤務に相当する時間を限度として他の日に、職務専念義務の免除を与える。この場合は、割増報酬は支給しない
 - ② 正規の勤務時間と時間外勤務の時間の合計が7時間45分を越えた場合は、割増報酬を支給する。

<本多君の回答&解説>

- (1) 常勤なら「週休日の出勤」は、「週休日を勤務日へと振替」が原則だ。「休日の出勤」は「勤務日に代休」が原則である。質問では、「週休日の出勤」も「代休」とされているが、これは、非常勤の「勤務日」「週休日」「休日」の区分が曖昧だからだ。
- (2) 非常勤の時間外勤務に「職務専念義務の免除」を適用するのは、常勤と全く違う。これも「勤務日」「週休日」「休日」の区分が曖昧なことによる。
- (3) 「職務専念義務の免除」とは、地公法第35条に根拠を持ち、法律または条例に特別の定めがあれば職務専念義務を免除するというもの。主なものに研修、公民権行使、組合活動、レクリエーションなどがあり、休暇に準ずる制度。だから「振替」や「代休」が命令となるのに対して、職務専念義務の免除は承認となる。つまり、条例に定めを持っていなかったり、申請・承認の書類が作られていない職務専念義務の免除は、地公法違反であり、時間外勤務隠しの労基法違反である。そもそも、労働時間(日)の制度整理が必要で、少なくとも職務専念義務の免除部分は時間外勤務手当として支払われるべきだ。

(本多伸行)

資料の紹介

1 北海道における調査活動の成果

9月16日の「なくそう！官製ワーキングプア集会」の午前の部で講演をしていただく北海学園大学川村雅則准教授は、北海道の地域調査を精力的に行っている。2010年からの3年間だけでも、介護職、保育職の調査、札幌市の指定管理者調査などを実施している。

それも川村ゼミであり、北海道労連であり、北海道地方自治研究所であり、様々なフィールドでの調査、研究、発表をされている。お送りいただき、手元にある成果を紹介すると、

- 第18回生活権研究会「北海道における非正規雇用問題の現状と課題～官製ワーキングプア問題を中心に」（「北海道自治研究」NO. 520、2012年5月）
- 「なくそう！官製ワーキングプア、道内自治体で働く非正規公務員とアウトソーシング分野で働く労働者の賃金・労働条件等に関する調査報告書」（北海道労働組合総連合、2012年3月）
- 研究ノート「介護・介護労働をめぐる問題（II）～介護報酬改定等の影響を視野に入れて」（北海学園大学経済論集58巻3号別冊、2010年12月）
- 「介護に希望と笑顔を知ってください～介護を支えるひとたちのこと」（川村雅則ゼミナール、2010年12月）
- 研究ノート「保育・保育労働をめぐる問題（I）」（北海学園大学経済論集58巻3号別冊、2010年12月）
- 研究ノート「保育・保育労働をめぐる問題（II）」（北海学園大学経済論集58巻4号別冊、2011年3月）
- 研究ノート「北海道における失業・不安定就業問題（IV）」（北海学園大学経済論集59巻3号別冊、2011年12月）

この中からひとつの事例を取り上げる。それは、北海道内の公私立保育所の正規、非正規保育士の賃金格差である。公立正規保育士の年収は、400万円以上が72.2%、私立正規保育士が300万円台47.6%がピークなのに対し、公立非正規保育士は200万円未満が63.3%、私立非正規保育士が200～300万円63.9%となっている。（回答は、公私立合わせて約250園、約2千人）

つまり、正規保育士では公が私立を上回るが、非正規保育士では逆転している。その分だけ公立内での正規・非正規の格差が大きいというこ

とだ。こういったデータが具体的に示された意味は大きい。

2 山口県公立図書館の状況

筆者が6月25日（月）に、図書館問題研究会山口支部で講演をした際、同支部幹事で山口県図書館協会の藤村聡さんから提供された資料は、緻密で興味深い。

「山口県公立図書館の現況とこれから」と題する資料には、①市町村合併に伴う変化、②管理運営（指定管理や委託）、③事業仕分け、④職員の変化（1995～2003～2011年の正規・非正規職員数）、⑤山口県立山口図書館の職員体制などが記載されている。

なおかつ、県内全市町村の図書館データも盛り込まれている。こういった実証的具体的なデータを作ることで、問題の一端が見えるようになり、取り組むべき課題も明らかになっていく。かつて、当会が発足する前、現理事の本多、安田さんたちと取り組んだのが、23区（あるいは三多摩地区も含む）各区における非正規公務員の実態調査だった。それも、区長会や横断的労働団体が調査したものではなく、ある区の人事担当者や職能組織が調査したデータを入手し、そして分析、運動の方向性を見出していった。

調査なくして運動なし、ということだ。思い込みや一部のデータのみを鵜呑みにしても正しい現状分析と方針には結びつかない。調査の重要性を労組役員はもっと認識してほしい。

3 その他

中央大学大学院「論究」（42-1、2011年3月）で調査報告書「練馬区非正規職員の労働条件と生活に関するアンケート調査報告」（小尾晴美）を著者から贈呈された。2008年9～11月に実施した調査の集約結果。

「都市問題」2012年7月号で、「地方公務員とはなにか」の特集。鎌田慧、澤井勝、金井利之、藤田和恵、中島興世の各氏が執筆している。この中で、澤井の「増大する地方公務員へのニーズと減少する人員～高いモラルとモチベーションをもったプロ集団の構築」、藤田の「官製ワーキングプア～非正規公務員の実像」が非正規公務員問題を取り上げている。

* 今後も順次資料紹介をしていく予定なので、皆さんからも資料提供をお願いしたい。

（白石 孝）

2012年度定期総会を開催しました

6月11日（月）午後6時から、千代田区飯田橋の「東京しごとセンター」5階セミナー室で、2012年度の定期総会を開催しました。4月11日現在の正会員数は75名で、当日は47名（うち書面表決4名）が出席し、総会は成立しました。

総会議題は、発足から成立までの事業報告及び会計処理、2012年度事業計画案、12年度活動予算案、定款変更案ですが、いずれも異議なく全員から承認をいただきました。

なお、「**第1号議案・発足から成立までの事業報告および会計処理**」に経過を記載していますので、その一部を紹介します。

<はじめに> 11年11月1日に発足総会を開催し、実質的な活動を開始した。しかし、NPO法人としては、本年4月が正式成立となっているので、それまでの任意団体だった期間と区別することにした。したがって、今回は任意団体としての事業報告および会計報告を行う。

<設立から成立まで> 11年春頃から準備を開始し、同年11月1日に「設立総会」を開催した。当日段階で正会員36名。うち、出席者が20名、委任状出席者6名で計26名。その後、関係書類の作成、事前審査などを経て、12月13日に東京都へ認証申請書を提出、縦覧や修正を経て、12年3月28日付で認証され、4月11日付で法人登記が完了した。

<組織の現況> 正会員75個人・団体、賛助会員36個人・団体

<理事会の開催> 12年4月24日（理事9名中7名、監事2名中1名が出席）

<主な事業>

- ① ホームページの開設（12年2月1日に開設）
- ② 会報「研究会レポート」発行（12年1月に第1号、4月に第2号）
- ③ 講座の開催
第1回 12年2月13日（月）雇止め訴訟の系譜と最近の判例（上林陽治理事）12名
第2回 12年3月13日（火）有期労働契約法制について（小川英郎弁護士）22名

④ 各地の団体との交流、集会等への参加

連合福岡ユニオン、自治体臨時・非常勤問題全国交流会、連合沖縄ユニオン、那覇市臨時非常勤労働組合、非正規労働者の権利実現全国会議総会、有期労働契約法を求める集会、第3回「なんで有期雇用なん!？」集会、札幌地域労組、北海学園大学川村雅則准教授、おきたまユニオン、反貧困ネットワーク、警備関連労組交流会など

<雇止め等に関わる訴訟支援>

武蔵野市事件、杉並区事件～地裁判決報告集会（11月16日、あんさんぶる荻窪）茨城県事件、東京都消費生活相談員事件

また、「2012年度の重点事業」についても紹介します。

- ① 情報の収集（訴訟、労働委員会、国・自治体からの文書、統計、労組活動、報道資料など）
- ② 情報の発信、提供（ホームページ、研究会レポート、会員向け資料提供サービス、出版物発行取材協力など）
- ③ 調査・研究（現場調査、研究会開催など）
- ④ 講座開催（年4～5回開催）
- ⑤ 理事・監事・会員による出版事業の企画、販売協力など
- ⑥ なくそう集会への協力（9月開催予定）
- ⑦ 関係諸団体との交流、連携を深める（反貧困ネットワーク、非正規労働者の権利実現全国会議警備関連労組交流会など）
- ⑧ 自治体臨時・非常勤問題全国交流会（自主セミナー）の主催団体となる
- ⑨ 研修講師派遣

「組織運営」としては、①5月に定期総会を開催する ②理事会を年4回程度開催し、研究会を合わせて開催する ③会員の拡大を進める

ということで、2012年度の事業がスタートしています。研究会の活動が、官製ワーキングプア解消の一助になるよう努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

（理事長・白石孝）

官製ワーキングプア研究会の掲示板

●なくそう！官製ワーキングプア第4回集会「どうなるの？これからの非正規公務員」

<日時>9月16日(日) 午後1時～午後4時40分 <会場>日本教育会館8階・第2会議室

<全体集会の内容>

★模擬団交～労使のバトルをリアルに再現！ ★報告 ①雇止め訴訟の現状 ②23区の雇用年限調査から ③手当を出せ！の取り組み ④基幹化する仕事と評価（職務評価の概要）

★現場からの報告 ①東京都による5年有期との闘い ②非正規国家公務員はどのように変わってきたのか ③進む民営化で何が問題か ④公共民間職場での過労死はなぜ起きたのか ⑤非正規郵政労働者はどうなっているのか

★川柳+ひとこと言いたい ★まとめのコメント

<特別講座>午前10時30分～12時 川村雅則北海学園大学准教授

<参加費> 500円 <賛同金> 個人千円、団体3千円 1口以上何口でも可。

<主催>なくそう！官製ワーキングプア集会実行委員会

●アミカス（福岡市男女共同参画センター）の審問を中労委が決定

第1回審問 10月31日(水) 午後1時から3時間程度

組合側：江藤（アミカス特別執行委員）、本多（申立人）

福岡市側：阿部亨（福岡市前市民局長、現財政局長）

第2回審問 12月6日(木) 午後2時から1時間程度

福岡市側：井上るみ（前男女共同参画部長兼アミカス館長、現早良区長）、野口正子（元相談係長）

その後の第4回調査で結審の予定。東京およびその近郊にお住まいのみなさま、ぜひ傍聴応援をお願いします。

（アミカス嘱託職員ユニオン 本多 玲子）

●上林陽治著「非正規公務員」日本評論社から8月20日に発売予定

データによる官製ワーキングプアの温床を解析した非正規公務員制度に関する初の本格的解説書。処遇改善と雇用安定の道筋を明示する当会理事の本格的単著です。内容は、

1. 「常勤」と「非常勤」の差異を問う～増加する非正規公務員～ 2. 「図書館」で働く人たちの非正規化の実態と問題点 3. 消費者生活相談員～その実情 4. 保育サービスを支える「常勤的非常勤保育士」 5. 非正規化が進む自治体の現実(リアル)の可視化～福岡県内各自治体の事例から 6. 非正規公務員に係る法適用関係 7. 非正規公務員の雇止めをめぐる裁判例の系譜 8. 非正規公務員の処遇等をめぐる裁判例の系譜と傾向 9. 「非常勤」「常勤」の区分要素と給与条例主義 10. 義務付け訴訟の可能性 11. 基幹化する図書館の非正規職員 12. 非正規公務員に手当を支給する条例の定め 13. 非正規公務員への実質的な「昇給」制度の導入 終章. 課題解決のための三つの規制
本体価格1,900円+税(四六版296頁)ですが、当研究会にご注文いただければ、著者割引+送料であっせんします。

●特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会入会のご案内

定款第3条 この法人は、広く一般市民、そして国、自治体など公共団体に勤務する非正規公務員及び公共サービスを担う民間事業所に勤務する労働者などを対象に、格差是正、均等待遇実現などに関する事業を行い、また、公共団体及び民間事業所に対し、研修又は啓発活動を行い、ワーキングプア解消に寄与することを目的とする。

<入会金> 個人(正会員・賛助会員とも) 1,000円/団体(正会員・賛助会員とも) 2,000円

<年会費> 正会員(個人) 3,000円/ (団体) 10,000円、賛助会員(個人) 2,000円/ (団体) 5,000円

<入会金・会費 振込み先>

★中央労働金庫荒川支店(普) 3939058 「特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会」

★郵便振替口座 口座記号番号00170-5-744093 「NPO法人官製ワーキングプア研究会」

●編集後記

季刊なので7月発行の予定が大幅に遅れてしまいました。お詫びします。総会、連続講座と順調に活動を進めていますが、HPの充実や資料整理などが不十分なままです。8月16日開催の理事会で今後の活動についての具体的な展望を話し合い、決定したいと考えています。上林理事の著書は力作です。当初は研究会設立記念誌的な本を企画していましたが、上林理事のこの間の仕事の充実振りを、ぜひ単著として社会に広く発表することが重要と考え、発行に漕ぎつけました。ぜひご購入ください。(白)

「官製ワーキングプア研究会レポート」 2012年8月・創刊第3号(通巻3号)

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号(JR・東京メトロ四ツ谷駅)

携帯電話：090-2302-4908

FAX：03(3891)9381/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：http://kwpk.web.fc2.com/

定価 1部2000円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。